

岐阜県公報

目次

告示

瑞穂準都市計画区域の指定

(都市政策課)

ページ

号外(二) 平成二十七年一月五日

告示

岐阜県告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の二第一項の規定により瑞穂準都市計画区域を次のように指定したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 準都市計画区域の名称

瑞穂準都市計画区域

二 準都市計画区域に含まれる土地の区域

瑞穂市居倉、大月字藤森、字村中、字村前、字外畑、字堂先、字中ノ町、字江ノ町、字東川先、字子別、唐栗、重里、十七条、十八条字仲田、字高田、字池田、字堀上、字柳町、字北大岸、字大岸、字南大岸、字南五斗前、字五斗前、字北五斗前、字三斗前、字別府、字山王、字神田、字大坪、字東町、字清水町、字河原崎、字一ノ坪、字二ノ坪、字三ノ坪、字東四ノ坪、字五ノ坪、字内町、字西内町、字宮尻、字西田仲畑、字権分、字倉ノ坪、字北太田、字南太田、字佃、字鳥子田、字東瀬古、字南瀬古、字中瀬古、字西瀬古、字西浦、字江尻、字西ノ倉のうち九七五の五、九七五の六、九七六の三から九七六の七まで、九七七の一、九七七の二、九七七の五から九七七の一〇まで、九七八の一、九七八の三、九七八の五、九七九の三、九七九の五から九七九の一〇まで、九八〇、九八〇の二から九八〇の五まで、九八一の二、九八一、九八三の二から九八三の六まで、九八四の二、九八四の四、九八五の三、九八五の四、九八八の二、一〇三三の二、一〇三四の二、一〇三四の三、一〇三五の二、一〇三五の三から一〇三五の三まで、一〇三六の二、一〇三六の三、一〇三七、一〇三七の二、一〇三八、一〇三

